

人 事 院 事 務 総 長

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の
施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 7
3 号）の一部の施行に伴い、関係人事院事務総長通知の一部をそれぞれ下記のと
おり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日（第 1 5 項（「職員の勤務時間、休日及び
休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職一 3 2 8）」第 1 4 の第 1 項(4)ウ
の改正規定に限る。）の規定による改正については、令和 6 年 4 月 1 日）以降
は、これによってください。

なお、第 3 項の規定による改正前の「人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保
存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について（令和 5 年 1 2 月 2
0 日事企法一 3 2 9）」別表職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平
成 6 年 7 月 2 7 日職職一 3 2 8）の欄及び人事院規則 1 5—1 4—4 0（人事院
規則 1 5—1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規
則）の運用について（令和 5 年 1 月 2 0 日職職一 1 1）の欄に掲げられていた人
事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前
の例によってください。

- 1 この通知において、「次の表により改正する」とは、第3項から第17項までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。
- 2 次項から第17項までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。
 - 二 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。
 - 三 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。
 - 四 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。
- 3 「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の運用について」の一部を次の表により改正する。

改正後					改正前				
別表（第1項、第2項、第4項関係）					別表（第1項、第2項、第4項関係）				
人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職一328）	第3の第8項、第4の第5項又は第19の第2項の報告の文書	人事院との協議をして定めたフレックスタイム制の基準に係る別段の定めによる必要がなくなった場合の報告の文書 交替制等勤務職員の勤務時間等の特例による必要がなくなった場合の報告の文書 <u>週休日、勤務時間を割り振</u>	3年	廃棄	職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職一328）	第3の第8項、第4の第5項又は第19の第2項の報告の文書	人事院との協議をして定めたフレックスタイム制の基準に係る別段の定めによる必要がなくなった場合の報告の文書 交替制等勤務職員の勤務時間等の特例による必要がなくなった場合の報告の文書 <u>週休日、勤務時間の割振</u>	3年	廃棄

	らない日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休憩時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定についての別段の定めによる必要がなくなった場合の報告の文書	
(略)	(略)	
第 6 の第 3 項の申出の文書	休憩時間変更事由届	
(略)	(略)	
第 3 の第 1 4 項の申出	勤務時間の割振り等について	申出及び判断

	り、週休日の振替等、休憩時間、休憩時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定についての別段の定めによる必要がなくなった場合の報告の文書	
(略)	(略)	
第 6 の第 3 項、第 4 項(2)若しくは(3)、第 5 項又は第 6 項の申出の文書	休憩時間変更事由届	
(略)	(略)	
第 3 の第 1 9 項の状況	状況届	届出、申出及

及び判断に関する文書	て配慮を必要とする者であることの職員からの申出の文書 当該職員を診断した医師の意見書 勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者であるかどうかの健康管理医の判断に関する文書	又は周知に係る勤務時間の割振り等による日 に係る特定日以後3年
第3の第15項の周知の文書の写し	フレックスタイム制の基準に関する周知の文書の写し	

届 第3の第24項の申出及び判断に関する文書	勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者であることの職員からの申出の文書 当該職員を診断した医師の意見書 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者であるかどうかの健康管理医の判断に関する文書	び判断 又は周知に係る勤務時間の割振り又は週休日及び勤務時間の割振り によらなくなる日に係る特定日以後3年
第3の第26項の周知の文書の写し	フレックスタイム制の基準に関する周知の文書の写し	
第3の第28項又は第	フレックスタイム制により	報告に係る時

(略)	(略)	(略)
第 8 の(2)アの施設外勤務予定時間に係る取決めに係る文書	施設外勤務を行う時間の取決めに係る文書	施設外勤務の行われる日に係る特定日以後 3 年
第 10 の第 7 項の報告の文書	超過勤務を命ずる時間及び月数の上限に	報告に係る期間によ

10 の第 7 項の報告の文書	始業及び終業の時刻を設定することができる時間帯の短縮に関する報告の文書 超過勤務を命ずる時間及び月数の上限に係る 1 年の起算日を 4 月以外の月の初日とする場合の報告の文書	間帯又は期間によらなくなる日に係る特定日以後 3 年
(略)	(略)	(略)
第 8 の(2)アの施設外勤務予定時間に係る取決めに係る文書	施設外勤務を行う時間の取決めに係る文書	施設外勤務の行われる日に係る特定日以後 3 年

		係る1年の起算日を4月以外の月の初日とする場合の報告の文書	らなくなる日に係る特定日以後3年						
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職-329)	第2条関係第1項の通知の文書の写し	非常勤職員の勤務時間の内容の通知の文書の写し	3年	廃棄	人事院規則15-14-40(人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則)の運用について(令和5年1月2	第2項の報告の文書	フレックスタイム制の基準に関する経過措置に係る期間の満了前に旧基準によらなくなった場合の報告の文書	3年	廃棄

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

0日職職 —11)				
人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職—329)	第2条関係第1項の通知の文書の写し	非常勤職員の勤務時間の内容の通知の文書の写し	3年	廃棄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

4 「人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（令和4年2月18日事企法—38）」の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>9 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）</p> <p>一 暫定再任用短時間勤務職員は、<u>人事院規則 1—82（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）第 11 条の規定による改正後の人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下この項において「改正後の規則 15—14」という。）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（第 5 号において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する</u></p>	<p>9 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）</p> <p>一 暫定再任用短時間勤務職員は、<u>人事院規則 1—79 第 34 条の規定による改正後の人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下この項において「改正後の規則 15—14」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等（第 5 号において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）とみなして、<u>令和 4 年事企法—37 第 23 項の規定による改正後の「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（以下この項において「改正後の勤務時間等関係運用通知」という。）第 3 の</u></u></p>

<p><u>法律の一部の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（令和6年3月29日事企法一87）」第15項の規定</u>による改正後の「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（以下この項において「改正後の勤務時間等関係運用通知」という。）第3の<u>第1項、第3項及び第5項並びに第12の第2項及び第15項の規定を適用する。</u></p> <p>二～六（略）</p>	<p><u>第5項、第8項及び第10項並びに第12の第2項及び第15項の規定を適用する。</u></p> <p>二～六（略）</p>
---	--

5 給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第16条関係</p> <p>1 正規の勤務時間（勤務時間法第13条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超える勤務には、<u>週休日又は勤務時間法第6条第3項及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>における勤務</p>	<p>第16条関係</p> <p>1 正規の勤務時間（勤務時間法第13条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超える勤務には、<u>週休日</u>における勤務が含まれる。</p>

が含まれる。	
2～4 (略)	2～4 (略)

6 給実甲第220号(期末手当及び勤勉手当の支給について)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>34 規則第5条、第6条、第11条及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間(休職にされていた期間を除く。)及び介護休暇又は規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第4号の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに規則第11条第2項第9号及び第10号に定める30日を計算する場合は、次による。</p> <p>(1) 勤務時間法第6条第1項に規定する<u>週休日、同条第3項及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤</u></p>	<p>34 規則第5条、第6条、第11条及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間(休職にされていた期間を除く。)及び介護休暇又は規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第4条第2項第4号の休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに規則第11条第2項第9号及び第10号に定める30日を計算する場合は、次による。</p> <p>(1) 勤務時間法第6条第1項に規定する<u>週休日</u>、勤務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日</p>

務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（規則第1条第4号に掲げる職員として在職した期間にあつては、勤務日以外の日。第5号において「週休日等」という。）を除く。

- (2) 勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、前号括弧書の規定により求めた時間）となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務時間法第10条に規定する勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。

四～六 （略）

並びに給与法第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（第5号において「週休日等」という。）を除く。

- (2) 勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあつては、前号括弧書の規定により求めた時間）となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の同法第10条に規定する勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。

四～六 （略）

7 給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を次の表により改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第37条関係</p> <p>1～12 （略）</p> <p>13 この条の第4項第1号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、勤務時間法第6条第1項に規定する<u>週休日、同条第3項及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日並びに給与法第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の</u></p>	<p>第37条関係</p> <p>1～12 （略）</p> <p>13 この条の第4項第1号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、勤務時間法第6条第1項に規定する<u>週休日並びに給与法第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>なお、勤務時間法第6条第2</p>

<p>結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>なお、勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の<u>勤務時間法</u>第10条に規定する勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱い、それを日に換算するときは、7時間45分をもって1日とするものとする。</p> <p>14～18 (略)</p>	<p>項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の<u>同法</u>第10条に規定する勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱い、それを日に換算するときは、7時間45分をもって1日とするものとする。</p> <p>14～18 (略)</p>
---	--

8 給実甲第576号（給与簿等の取扱いについて）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第2 出勤簿</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 勤務時間管理員は、職員が転出した場合には、出勤簿に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの勤務時間法第6条第1項に規定する<u>週休日並びに同条第3項</u></p>	<p>第2 出勤簿</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 勤務時間管理員は、職員が転出した場合には、出勤簿に基づき、当該職員の当該給与期間における当該転出の日の前日までの勤務時間法第6条第1項に規定する<u>週休日</u>の日数、当該転出</p>

<p>及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数、当該転出後の昇給又は勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の病気休暇、介護休暇、介護時間、就業禁止期間、短従許可期間、育児時間、勤務時間を割く兼業及び欠勤の日数及び時間数、その年において使用した年次休暇の日数及び時間数並びにその他必要とする事項について、これを文書で給与事務担当者に報告するものとする。</p>	<p>後の昇給又は勤勉手当の額の算定に際しその者の勤務成績を判定する対象となる期間中の病気休暇、介護休暇、介護時間、就業禁止期間、短従許可期間、育児時間、勤務時間を割く兼業及び欠勤の日数及び時間数、その年において使用した年次休暇の日数及び時間数並びにその他必要とする事項について、これを文書で給与事務担当者に報告するものとする。</p>
--	--

9 給実甲第688号（管理職員特別勤務手当の運用について）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>給与法第19条の3関係</p> <p>1 この条の第1項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等（同項に規定する週休日等をいう。以下同じ。）に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤</p>	<p>給与法第19条の3関係</p> <p>1 この条の第1項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日等（<u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第1項に規定する週休日又は休日等（一般職の</u></p>

<p>務をいい、「公務の運営の必要」による勤務には、<u>休日等（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第15条に規定する祝日法による休日等又は同条に規定する年末年始の休日等をいう。以下この項において同じ。）</u>において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する管理監督職員等が当該休日等の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p><u>職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第15条に規定する祝日法による休日等又は同条に規定する年末年始の休日等をいう。以下この項において同じ。）</u>をいう。以下同じ。）に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいい、「公務の運営の必要」による勤務には、<u>休日等</u>において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する管理監督職員等が当該休日等の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。</p> <p>2～4 （略）</p>
---	---

10 給実甲第922号（人事院規則9—43（休日給）第1条ただし書の休日給の支給される日について）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p><u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）</u>第14条に規定する祝日法による休日が勤務時間法第7条（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第17条（同法</p>	<p><u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）</u>第6条第1項（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第17条（同法第22条において準用する場合を含む。以下</p>

<p>第 2 2 条において準用する場合を含む。) 又は第 2 5 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第 8 条第 1 項の規定に基づく週休日に当たる日 (以下「重複日」という。) に係る規則第 1 条本文の規定による休日給の支給される日 (以下「支給対象日」という。) と他の重複日に係る支給対象日とが同一の日となる場合に、それらの重複日の日数から一を減じて得た数に相当する日数分の当該支給対象日の直後の勤務時間法第 1 0 条に規定する勤務日等 (規則第 1 条に規定する休日等又は支給対象日を除く。) を、休日給の支給される日とする。</p>	<p>同じ。) 又は第 2 5 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第 7 条 (同法第 1 7 条又は第 2 5 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。) の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員について、勤務時間法第 1 4 条に規定する祝日法による休日が勤務時間法第 7 条及び第 8 条の規定に基づく週休日に当たる日 (以下「重複日」という。) に係る規則第 1 条本文の規定による休日給の支給される日 (以下「支給対象日」という。) と他の重複日に係る支給対象日とが同一の日となる場合に、それらの重複日の日数から一を減じて得た数に相当する日数分の当該支給対象日の直後の勤務時間法第 1 0 条に規定する勤務日等 (規則第 1 条に規定する休日等又は支給対象日を除く。) を、休日給の支給される日とする。</p>
---	--

1 1 給実甲第 1 1 2 6 号 (人事院規則 9—8 2 (俸給の半減) の運用について) の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
第 4 条関係	第 4 条関係

- 1 (略)
- 2 この条の「人事院が定める日」は、次に掲げる日とする。
 - 一 (略)
 - 二 生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日（勤務時間法第6条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、勤務時間を割り振らない日（同条第3項及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「休日等」という。）その他のこの条に規定する病気休暇等（以下「病気休暇等」という。）の日以外の勤務しない日
 - 三 (略)
- 3 (略)

- 1 (略)
- 2 この条の「人事院が定める日」は、次に掲げる日とする。
 - 一 (略)
 - 二 生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日（勤務時間法第6条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「休日等」という。）その他のこの条に規定する病気休暇等（以下「病気休暇等」という。）の日以外の勤務しない日
 - 三 (略)
- 3 (略)

第5条関係

1 この条の第3項の「人事院が定める期間」は、次に掲げる期間とする。

一 生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らない日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）

二 引き続き勤務しない期間が8日以上（当該期間における週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務時間法第10条に規定する勤務日等及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この条の第3項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤

第5条関係

1 この条の第3項の「人事院が定める期間」は、次に掲げる期間とする。

一 生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）

二 引き続き勤務しない期間が8日以上（当該期間における週休日、勤務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務時間法第10条に規定する勤務日等及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この条の第3項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日か

<p>務しない期間の末日の翌日から規則15—14第21条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間</p> <p>2 (略)</p>	<p>ら規則15—14第21条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間</p> <p>2 (略)</p>
--	---

12 「人事院規則10—7（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の運用について（昭和61年3月15日職福—121）」の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>この条の請求は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）<u>第18条</u>に定める場合又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第6号に定める場合に該当するときに生理日の就業が著しく困難である旨を休暇簿に明示して行うものとし、<u>同法</u>第3条に規定する各省各庁の</p>	<p>第2条関係</p> <p>この条の請求は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。<u>以下「勤務時間法」という。</u>）<u>第18条</u>に定める場合又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第6号に定める場合に該当するときに生理日の就業が著しく困難である旨を休暇簿に明示して行うものとし、</p>

長は、人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 25 条（人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職一 329）第 4 条関係第 4 項の定めるところにより、その例による場合を含む。）に定めるところにより、当該休暇を承認しなければならない。この場合には、承認した当該病気休暇の期間のうちの連続する最初の 2 暦日に係る期間を出勤簿に記入するものとする。

第 10 条関係

「保育時間」とは、生後 1 年に達しない子（人事院規則 15—14 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる女子職員が、正規の勤務時間等においてその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時間をいい、その時間は、1 日 2 回それぞれ 30 分以内とする。

勤務時間法第 3 条に規定する各省各庁の長は、人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第 25 条（人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職一 329）第 4 条関係第 4 項の定めるところにより、その例による場合を含む。）に定めるところにより、当該休暇を承認しなければならない。この場合には、承認した当該病気休暇の期間のうちの連続する最初の 2 暦日に係る期間を出勤簿に記入するものとする。

第 10 条関係

「保育時間」とは、生後 1 年に達しない子（勤務時間法第 6 条第 4 項第 1 号において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる女子職員が、正規の勤務時間等においてその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う時間をいい、その時間は、1 日 2 回それぞれ 30 分以内とする。

13 「人事院規則10—11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の運用について（平成10年11月13日職福—443）」の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第3条関係</p> <p>1・2（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第3条関係</p> <p>1・2（略）</p> <p><u>3 この条の第2号の「人事院の定めるもの」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として</u></p>

実施する放課後等における学習
その他の活動を行う場所にその
子（一般職の職員の勤務時間、
休暇等に関する法律（平成6年
法律第33号。以下「勤務時間
法」という。）第6条第4項第
1号において子に含まれるもの
とされる者を含む。第6条関係
第1項第2号、第10条関係第
3項、別紙第1及び別紙第2に
おいて同じ。）（各事業を利用
するものに限る。）を出迎える
ため赴き、又は見送るため赴く
職員とする。

4・5 （略）

第6条関係

- 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とする。
 - 一 （略）
 - 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

3・4 （略）

第6条関係

- 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とする。
 - 一 （略）
 - 二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（人事院規則15—14第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。第10条

関係第3項、別紙第1及び別紙第2において同じ。)を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 (略)

2 (略)

3 「深夜勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）を除く。）並びに国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、深夜において、勤務時間を

三 (略)

2 (略)

3 「深夜勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）を除く。）並びに国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、深夜において、勤務時間を

割り振ってはならないこと並びに一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第13条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいい、育児短時間勤務職員等にあつては、深夜において勤務時間を割り振ってはならないことをいい、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）にあつては、深夜において、勤務時間を定めてはならないこと及び当該勤務時間以外の時間における勤務を命じてはならないことをいう。

4 （略）

割り振ってはならないこと並びに勤務時間法第13条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいい、育児短時間勤務職員等にあつては、深夜において勤務時間を割り振ってはならないことをいい、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）にあつては、深夜において、勤務時間を定めてはならないこと及び当該勤務時間以外の時間における勤務を命じてはならないことをいう。

4 （略）

別紙第1

- 早出遅出勤務請求書
- 深夜勤務制限請求書
- 超過勤務制限請求書

(各都道府県の長) 請求年月日 年 月 日

..... 殿

次のとおり 養育 介護 のため 早出遅出勤務の制限 深夜勤務の制限 超過勤務の制限 (人事院規則10-11 第9条 第10条) を請求します。

請求者 所 属 氏 名

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	(続柄等:	
	子の生年月日	年 月 日生 (口出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日)
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 (.....
	超過勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月に満たないものに限る。)
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	【理由】	
	時 分 終業		

(注) 1について
 ① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が人事院規則10-11第3条に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実。)を記入する。
 ② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の口にし印を記入する。
 2について
 ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。
 ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 3について
 この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。
 4について
 この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

別紙第1

- 早出遅出勤務請求書
- 深夜勤務制限請求書
- 超過勤務制限請求書

(各都道府県の長) 請求年月日 年 月 日

..... 殿

次のとおり 養育 介護 のため 早出遅出勤務の制限 深夜勤務の制限 超過勤務の制限 (人事院規則10-11 第9条 第10条) を請求します。

請求者 所 属 氏 名

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	(続柄等:	
	子の生年月日	年 月 日生 (口出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日)
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 (.....
	超過勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 月 (12月に満たないものに限る。)
5 請求に係る早出遅出勤務の始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業	【理由】	
	時 分 終業		

(注) 1について
 ① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が人事院規則10-11第3条に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実。)を記入する。
 ② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の口にし印を記入する。
 2について
 ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。
 ② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 3について
 この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。
 4について
 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が産らぬに達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。
 5について
 この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

14 「人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について（平成28年12月1日職職—273）」の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この条の第2号ワの「人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置」は、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」（以下「勤務時間等関係運用通知」という。） <u>第6の第3項(3)ウの規定により休憩時間を短縮すること（「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）」（以下「規則15—15運用通知」という。）</u>第2条関係第2項の規定により準じて取り扱う場合を含む。）とする。</p> <p>5 この条の第3号ヌの「人事院の定める育児に関する制度又は措置」は、<u>次に掲げる制度又は</u></p>	<p>第2条関係</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 この条の第2号ワの「人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置」は、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」（以下「勤務時間等関係運用通知」という。） <u>第6の第5項(5)の規定により休憩時間を短縮すること（「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）」（以下「規則15—15運用通知」という。）</u>第2条関係第2項の規定により準じて取り扱う場合を含む。）とする。</p> <p>5 この条の第3号ヌの「人事院の定める育児に関する制度又は措置」は、<u>勤務時間等関係運用</u></p>

措置（(1)及び(2)に掲げるものにあつては、規則 15—15 運用通知第 2 条関係第 2 項の規定によりそれぞれに準じて取り扱う場合を含む。）とする。

(1) 勤務時間等関係運用通知第 6 の第 3 項(2)イの規定により子を養育する職員の休憩時間を延長すること。

(2) 勤務時間等関係運用通知第 6 の第 3 項(3)アの規定により子を養育する職員の休憩時間を短縮すること。

(3) 人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 2 条第 2 項の規定により勤務時間を定めること（規則 15—15 運用通知第 2 条関係第 5 項及び第 6 項の規定によりこの条の第 3 号ニに規定する勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割

通知第 6 の第 4 項(2)の規定により子の養育のため休憩時間を延長すること及び勤務時間等関係運用通知第 6 の第 5 項(1)又は(2)の規定により休憩時間を短縮すること（規則 15—15 運用通知第 2 条関係第 2 項の規定によりそれぞれに準じて取り扱う場合を含む。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

振りの例に準じて取り扱う場合に限る。)。

6 この条の第4号チの「人事院の定める介護に関する制度又は措置」は、次に掲げる制度又は措置 ((1)及び(2)に掲げるものにあつては、規則15—15運用通知第2条関係第2項の規定によりそれぞれに準じて取り扱う場合を含む。) とする。

(1) 勤務時間等関係運用通知第6の第3項(2)イの規定により要介護者を介護する職員の休憩時間を延長すること。

(2) 勤務時間等関係運用通知第6の第3項(3)アの規定により要介護者を介護する職員の休憩時間を短縮すること。

(3) 人事院規則15—15第2条第2項の規定により勤務時間を定めること (規則15—15運用通知第2条関係第5

6 この条の第4号チの「人事院の定める介護に関する制度又は措置」は、勤務時間等関係運用通知第6の第4項(2)の規定により要介護者の介護のため休憩時間を延長すること及び勤務時間等関係運用通知第6の第5項(3)の規定により休憩時間を短縮すること (規則15—15運用通知第2条関係第2項の規定によりそれぞれに準じて取り扱う場合を含む。) とする。

(新設)

(新設)

(新設)

<p>項及び第 6 項の規定によりこの条の第 4 号イに規定する勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りの例に準じて取り扱う場合に限る。)</p>	<p>7 (略)</p>
--	--------------

1 5 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部を次の表により改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 任期付短時間勤務職員の 1 週間の勤務時間の基準関係</p> <p>各省各庁の長は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号。以下「育児休業法」という。）第 1 2 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員に応じて当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員を把握するとともに、それぞれの 1 週間当たりの勤務時間を記録することその他適当な方法により、当該任期付短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間が規則第 1 条の 3 の基準に適合していることを確認できるように</p>	<p>第 2 任期付短時間勤務職員の 1 週間の勤務時間の基準関係</p> <p>各省各庁の長は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号。以下「育児休業法」という。）第 1 2 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員に応じて当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員を把握するとともに、それぞれの 1 週間当たりの勤務時間を記録することその他適当な方法により、当該任期付短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間が規則第 1 条の 2 の基準に適合していることを確認できるように</p>

しておかなければならない。育児休業法第22条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間についても、同様とする。

第3 勤務時間法第6条第3項の規定による勤務時間の割振り等関係

1 勤務時間の割振り等（規則第3条第1項に規定する勤務時間の割振り等をいう。以下第3において同じ。）及び申告（同項に規定する申告をいう。第3項において同じ。）は、15分を単位として行うものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員等（同条第1項第3号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）については、単位期間（規則第4条の3第1項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と

しておかなければならない。育児休業法第22条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間についても、同様とする。

第3 勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振り並びに同条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振り関係

（新設）

認められる範囲内において、この項本文の規定によらないことができる。

2 勤務時間の割振り等は、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の開始前（勤務時間を割り振らない日（規則第3条第1項に規定する勤務時間を割り振らない日をいう。第5の第2項及び第7項、第13の第2項及び第5項並びに第15の第6項を除き、以下同じ。）とされた日を勤務日としようとし、又は勤務日とされた日を勤務時間を割り振らない日としようとする場合にあつてはその日前、勤務時間の割振りを変更する場合にあつては当該変更を行おうとする日の変更前及び変更後の始業の時刻より前）に行うものとする。ただし、勤務日の始業の時刻以後に業務の状況の変化等の事情が生じた場合において、各省各庁の長が公務の運営に支障がないと認めるときは、規則第3条第1項に規定する申告及び

（新設）

規則第7条第4項に規定する休憩時間の申告（第11項において「申告等」という。）を経て、当該勤務日について将来に向かって勤務時間の割振りを変更することができる。

3 規則第3条第1項後段の申告
と異なる勤務時間の割振り等は、公務の運営に必要と認められる範囲内で、かつ、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告をされた勤務日を勤務時間を割り振らない日とするときは、その日の選択に当たり、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

(新設)

(1) 申告をされた勤務時間を割り振らない日を勤務日とする場合又は申告をされた1日の勤務時間を延長する場合には、1日の勤務時間が7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間にお

ける勤務時間法第6条第1項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。以下この(1)において同じ。)を超えないようにし、申告をされた1日の勤務時間を短縮する場合には、1日の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告をされた始業の時刻、標準勤務時間(各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下この(2)及び第15項(4)において同じ。)の始まる時刻又は官庁執務時間(大正11年閣令第6号(官庁執務時間並休暇に関する件)第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下この(2)及び第8の(1)ア(ア)において同じ。)の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業

の時刻は、申告をされた終業
の時刻、標準勤務時間の終わ
る時刻又は官庁執務時間の終
わる時刻のうち最も遅い時刻
以前に設定すること。

4 規則第3条第1項第3号の
「人事院の定める日」は、次の
とおりとする。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

1 規則第3条第1項第1号イの
「人事院の定める日」は、次の
とおりとする。

(1)～(3) (略)

2 規則第3条第2項の規定によ
る人事院との協議は、次の事項
を記載した文書により、事前に
相当の期間をおいて行うものと
する。

(1) 協議の対象となる職員が占
める官職及びその職務内容

(2) 規則第3条第2項又は第4
条第2項第2号の規定を適用
しようとする理由

(3) その他必要な事項

3 規則第3条第2項第1号の
「次長」とは、試験所、研究所
その他の試験研究又は調査研究
に関する業務を行う機関におい
て、その長の職務全般について
これを直接補佐する職員をい

(削る)

- 5 規則第3条第2項の規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該定年前再任用短時間勤務職員等の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。
- 6 規則第3条第3項の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、当該場合における勤務時間の割振りは、必要と認められる範囲内で、同条第1項第4号に定める基準によらないことができるものとする。

う。

- 4 規則第3条第2項第1号の「試験研究に関する業務の遂行を支援する業務」には、人事、会計その他の庶務に関する業務は含まれないものとする。
- 5 規則第3条第3項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該規定に規定する基準によらないことができるのは、当該定年前再任用短時間勤務職員等（規則第3条第1項第1号イに規定する定年前再任用短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の業務内容、勤務する部局又は機関の他の職員の勤務時間帯等を考慮して公務の運営に必要と認められる範囲内に限る。
- 6 規則第3条第4項（規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、規則第3条第4項の規定による勤務時間の割振りは、必要

- (1) 超過勤務（規則第16条に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）による職員の疲労の蓄積の防止その他の規則第1条の2に規定する職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間の確保のため、始業の時刻を規則第3条第1項第4号に規定する時間帯（以下この項及び第15項(2)において「コアタイム」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイムの終わる時刻より前に設定する必要がある場合
- (2) 職員が勤務時間の一部の時間帯において職員の住居における勤務その他これに類する各省各庁の長が認める場所における勤務（以下この(2)及び

と認められる範囲内で、同条第1項第2号又は第2項第1号ロ若しくは第2号ロに定める基準によらないことができるものとする。

- (1) 超過勤務（規則第16条に規定する超過勤務をいう。以下同じ。）による職員の疲労の蓄積を防ぐため、始業の時刻を規則第3条第1項第2号又は第2項第1号ロ若しくは第2号ロに規定する各省各庁の長があらかじめ定める連続する時間（以下「コアタイム等」という。）の始まる時刻より後に設定し、又は終業の時刻をコアタイム等の終わる時刻より前に設定する必要がある場合

- (2) 職員が勤務時間の一部の時間帯において在宅勤務（職員の住居における勤務をいう。第6の第4項において同じ。）を行う場合において、

第6の第3項において「在宅勤務等」という。)を行う場合において、当該在宅勤務等を行う場所と通常の勤務場所との間の移動のため、コアタイムに休憩時間(標準休憩時間(規則第3条第1項第4号に規定する標準休憩時間をいう。以下同じ。))の時間に当該移動に要する時間を加えた時間を超えない範囲内のものであって、当該在宅勤務等を行う時間帯の直前又は直後に置かれるものに限る。)を置く必要があるとき。

- (3) 第13項に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保するため、コアタイムに休憩時間を置く必要がある場合

7 規則第3条第4項の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。当該人事院との協議をして定めた別段の定めを変更する

当該職員の住居と通常の勤務場所との間の移動のため、コアタイム等の時間帯に休憩時間(標準休憩時間(規則第3条第1項第2号に規定する標準休憩時間をいう。以下同じ。))の時間に当該移動に要する時間を加えた時間を超えない範囲内のものであって、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれるものに限る。)を置く必要があるとき。

- (3) 規則第4条の5の2に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保するため、コアタイム等の時間帯に休憩時間を置く必要がある場合

7 規則第3条第5項(規則第4条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による人事院との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当

場合においても、同様とする。

(1)～(5) (略)

8 各省各庁の長は、規則第3条第4項の規定により人事院との協議をして定めた別段の定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

9 規則第3条第4項の「人事院が定める基準」は、別段の定めが次に掲げるものであることとする。

(1) 午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に係る勤務について勤務時間を割り振る場合において、当該勤務を業

の期間をおいて行うものとする。当該人事院との協議をして定めた別段の定めを変更する場合においても、同様とする。

(1)～(5) (略)

8 各省各庁の長は、規則第3条第5項の規定により人事院との協議をして定めた別段の定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事院に報告するものとする。

9 規則第3条第5項の「人事院が定める基準」は、別段の定めが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）に係る勤務についてのものでして、規則第3条第5項に定める場合に該当するものであって、かつ、次のいずれにも適合するように勤務時間を割り振るものであることとする。

(1) 当該深夜における勤務時間を、業務上必要最小限のものとなるように割り振ること。

務上必要最小限のものとなるようにし、かつ、当該勤務時間の直前及び直後に、勤務時間を割り振らない時間及び休日に割り振られた勤務時間（当該勤務時間のうち、勤務することを予定していることが明らかな時間を除く。）を合計した時間が連続して11時間以上となるようにするもの

(2) 試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関に勤務し、これらの研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める職員について、規則第3条第1項第4号中「金曜日まで」を「金曜日までのうち1日以上の日」と読み替えた場合における同項第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合するように勤務時間を割り振るもの

(2) 当該深夜の属する両日の勤務時間が、次のいずれかに適合すること。

ア 午前5時から標準休憩時間の終わる時刻までの時間帯を含まないこと。

イ 標準勤務時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の勤務時間帯等を考慮して、7時間45分となるように定める標準的な1日の勤務時間をいう。以下同じ。）の始まる時刻から終わる時刻までの時間帯を含まないこと。

(削る)

ウ 標準休憩時間の始まる時刻から午後10時までの時間帯を含まないこと。

(削る)

10 職員が規則第4条第1項又は第4条の4第1項の申告をする場合には、15分を単位として行うものとする。各省各庁の長が規則第4条第2項若しくは第4条の4第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は規則第4条第3項若しくは第4条の4第4項の規定により勤務時間の割振りを変更する場合においても、同様とする。

(削る)

11 定年前再任用短時間勤務職員等については、単位期間（勤務時間法第6条第3項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）に休日があることその他の事情によりやむを得ない場合には、必要と認められる範囲内において、前項の規定によらないことができる。

12 規則第4条第2項の規定による勤務時間の割振り並びに規則第4条の4第3項の規定によ

(削る)

る週休日の設定及び勤務時間の割振りは、単位期間の開始以前に行うものとする。

1 3 規則第 4 条第 2 項第 1 号後段の規定による勤務時間の割振りは、次に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとする。

(1) 申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後の勤務時間が 7 時間 4 5 分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法第 6 条第 1 項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た

時間。以下この(1)、第16項(1)ア及び第20項(1)において同じ。)を超えないようにし、申告された勤務時間を短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間(大正11年閣令第6号(官庁執務時間並休暇に関する件)第1項に定める官庁の執務時間をいう。以下同じ。)の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

14 規則第4条第2項第2号ただし書の規定による勤務時間の割振りは、前項(1)に定める基準に適合するように行うものとす

(削る)

るほか、始業の時刻を申告された始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に設定し、かつ、終業の時刻を申告された終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に設定するものとする。この場合において、申告どおりに勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずる日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りに当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

10 規則第3条の2第2号の場合における勤務時間の割振り等の変更は、第3項(1)及び(2)に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合においては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

15 規則第4条第2項第1号の規定により割り振られた勤務時間に係る同条第3項第3号の場合における変更は、各省各庁の長が当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、第13項(1)及び(2)

に定める基準に適合するように
行うものとする。この場合にお
いて、勤務時間の割振りを変更
しようとする日（以下「変更
日」という。）について既に割
り振られている勤務時間数を変
更して勤務時間を割り振るとき
は、必要な限度において、当該
変更日以外の日について既に割
り振られている勤務時間数を変
更して勤務時間を割り振ること
ができるものとし、その日の選
択及び勤務時間の割振りの変更
に当たっては、できる限り、職
員の希望を考慮するものとす
る。

(削る)

1 6 規則第4条第2項第2号の
規定により割り振られた勤務時
間に係る同条第3項第3号の場
合における変更は、次に定める
ところによる。

(1) 変更日の属する単位期間が
始まる日の前日から起算して
1週間前の日までに勤務時間
の割振りの変更を行うときは、
次に掲げる基準に適合す

るように行うものとする。この場合において、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更するときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について次に掲げる基準に適合するように既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間の割振りを変更することができるものとし、その日の選択及び勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

ア 勤務時間を延長する日については、延長後の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、勤務時間を短縮する日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

イ 変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定

し、かつ、変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。

(2) 変更日の属する単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日後に勤務時間の割振りの変更を行うときは、当該変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更せず、かつ、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。

ア 変更日の勤務時間が7時間45分以下の場合には、変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時刻との間に始業の時刻を設定し、又は変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。

イ 変更日の勤務時間が7時間45分を超えている場合には、変更前の始業の時刻と標準勤務時間の始まる時

1 1 規則第 4 条の 2 の申告・割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

(1) 職員の氏名

(2) 規則第 4 条の 3 第 1 項各号のいずれに該当する職員として規則第 3 条第 1 項に規定する申告をするかの別

(3) 申告等及び勤務時間の割振り等の対象とする期間

(4) 次に掲げる申告等及び勤務時間の割振り等に係る記載事項

ア 勤務時間を割り振らない日、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻又はこれらに代わる勤務時間及び休憩時間の形態

イ 勤務時間の割振り等の変

刻との間に始業の時刻を設定し、かつ、変更前の終業の時刻と標準勤務時間の終わる時刻との間に終業の時刻を設定すること。

1 7 規則第 4 条第 4 項（規則第 4 条の 4 第 5 項において準用する場合を含む。）の申告簿及び割振り簿については、次に定めるところによる。

(1) 申告簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の氏名

イ 申告の対象とする期間

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態（規則第 4 条の 4 第 5 項において準用する場合にあっては、当該時刻及び勤務時間法第 6 条第 4 項の規定に基づく週休日とする日又はこれらに代わる勤務時間の形態。(2)ウにおいて同じ。)

エ 割振り後の勤務時間の変

更に係るアに掲げる記載事項

(5) 申告等に係る本人の確認及び勤務時間の割振り等に係る各省各庁の長の確認

(6) 申告等の年月日及び勤務時間の割振り等の年月日

12 規則第4条の3第1項第1号の「人事院の定める場合」は、次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、同号の規定により、当該場合の区分に応じ、単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) 部局又は機関内の職員について単位期間が始まる日を同

更

オ 本人の確認

カ 申告年月日

(2) 割振り簿は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の氏名

イ 割振りの対象とする期間

ウ 始業及び終業の時刻又はこれに代わる勤務時間の形態

エ 割振り後の勤務時間の変更

更

オ 各省各庁の長の確認

カ 割振り年月日

18 規則第4条の2の「人事院の定める場合」は次に掲げる場合とし、各省各庁の長は、当該場合の区分に応じ、同条の規定により勤務時間法第6条第3項の規定に基づく勤務時間の割振りに係る単位期間をそれぞれ次に定める1週間、2週間又は3週間とする。

(1) 部局又は機関内の職員について規則第4条第2項の規定

一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間の割振り等を行おうとする日の初日が当該部局又は機関内の他の職員の単位期間の中途の日であるとき 当該初日から当該単位期間の末日までの期間

- (2) 勤務時間の割振り等を行おうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

(3) （略）

13 規則第4条の3第1項第2号ハの「人事院が定める職員」は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第1

による勤務時間の割振りに係る単位期間が始まる日を同一の日とすることが公務の円滑な運営に必要と認める場合において、勤務時間を割り振ろうとする日の初日が当該部局又は機関内の他の同条第1項の申告を行った職員の勤務時間の割振りに係る単位期間の中途の日であるとき 当該初日から当該単位期間の末日までの期間

- (2) 勤務時間を割り振ろうとする日の初日から起算して4週間を経過する日前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることが明らかである場合 当該初日から当該離職をする日までの期間

(3) （略）

（新設）

23号) 第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振り等について配慮を必要とする者として人事院規則10—4第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの(第6の第3項において「障害者である職員等」という。)とする。

(削る)

19 職員は、規則第4条の4第1項の規定による申告に当たっては、次に定めるところにより、状況届を提出するものとする。

(1) 状況届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 当該申告に係る子(勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。第23項(3)及び(4)を除き、以下同じ。)の氏名、職員との同

居又は別居の別、職員との続柄等（当該子が勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者である場合にあつては、その事実）、生年月日及び養子縁組の効力が生じた日

ウ 当該申告に係る要介護者（規則第4条の5第3項第2号に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。第22項、別紙第1及び別紙第1の2において同じ。）の氏名、職員との同居又は別居の別及び職員との続柄並びに当該要介護者の状態及び具体的な介護の内容

エ 規則第4条の5の2に規定する職員の状況

(2) 状況届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

20 規則第4条の4第3項後段に規定する公務の運営に支障が

(削る)

生ずると認める場合における週
休日の設定及び勤務時間の割振
りは、次に定める基準に適合す
るように行うものとする。この
場合において、申告どおりに週
休日を設け、又は勤務時間を割
り振ると公務の運営に支障が生
ずる日について、それぞれ当該
週休日を勤務日とするとき又は
勤務時間数を変更して勤務時間
を割り振るときは、必要な限度
において、当該支障が生ずる日
以外の日について週休日とし、
又は勤務時間数を変更して勤務
時間を割り振るものとし、その
週休日とする日の選択に当たっ
ては、できる限り、職員の希望
を考慮するものとする。

(1) その勤務日とする日又は申
告された勤務時間を延長して
勤務時間を割り振る日につい
ては、当該勤務日とする日に
割り振る勤務時間又は延長後
の勤務時間が7時間45分を
超えないようにし、申告され
た勤務時間を短縮して勤務時

間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) 始業の時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間の始まる時刻のうち最も早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のうち最も遅い時刻以前に設定すること。

(削る)

2 1 規則第4条の4第4項第3号の場合における週休日及び勤務時間の割振りの変更は、各省各庁の長が当該週休日又は当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項(1)及び(2)に定める基準に適合するように行うものとする。この場合において、当該週休日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日

とする日以外の日を週休日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その週休日とする日又は既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択及び勤務時間の割振りの変更にあたっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

(削る)

2 2 規則第4条の5第2項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

(削る)

2 3 規則第4条の5第2項第2号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる者とする。

(1) 父母の配偶者

1 4 前項の勤務時間の割振り等

について配慮を必要とする者であることについては、職員の申出により、健康管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

(削る)

(2) 配偶者の父母の配偶者

(3) 子の配偶者

(4) 配偶者の子

2 4 規則第4条の5の2の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」

であることについては、職員の申出により、健康管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

2 5 規則第4条の6第2項の状況変更届については、次に定めるところによる。

ところによる。

(1) 状況変更届は、各省各庁の長が作成し、次に掲げる記載事項の欄を設けるものとする。

ア 職員の所属及び氏名

イ 規則第4条の5第3項各号に掲げる職員又は規則第4条の5の2に規定する職員に該当しないこととなった事由及びその発生日

(2) 状況変更届を作成する際の参考例を示せば、別紙第1の

1 5 各省各庁の長は、勤務時間の割振り等を行うこととした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

(1) 規則第3条第1項第2号の規定により各省各庁の長があらかじめ定める時間

(削る)

(2) コアタイム

(3)~(6) (略)

1 6 各省各庁の長は、勤務時間の割振り等を行った場合には、規則第9条第2項の規定に基づき、勤務時間を割り振らない日

2のとおりである。

2 6 各省各庁の長は、勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振り、又は同条第4項の規定により週休日を設定、及び勤務時間を割り振ることとした場合には、あらかじめ次の事項について職員に周知するものとする。周知した事項を変更する場合においても、同様とする。

(1) 規則第3条第1項第1号イ又は第4条の3第1項第2号イの規定により各省各庁の長があらかじめ定める時間

(2) 規則第3条第1項第1号ロ又は第2項第1号イ(2)若しくは第2号イ(2)の規定により各省各庁の長があらかじめ定める日

(3) コアタイム等

(4)~(7) (略)

2 7 勤務時間法第6条第3項の規定により勤務時間を割り振った場合又は同条第4項の規定により週休日を設定、及び勤務時

並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間を職員に対して通知するものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その通知を省略することができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

間を割り振った場合における規則第9条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、前項の規定によりあらかじめ職員に周知している事項については、その記載を省略することができる。

(1) 規則第4条第2項の規定により勤務時間を割り振った場合には、各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(2) 規則第4条第3項の規定により勤務時間の割振りを変更した場合には、変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(3) 規則第4条の4第3項の規定により週休日を設定、及び勤務時間を割り振った場合には、当該週休日並びに各勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

(4) 規則第4条の4第4項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを変更した場合に

(削る)

第5 週休日の振替等関係

- 1 一の週休日又は勤務時間を割り振らない日について、週休日の振替（規則第6条第2項第1号に規定する週休日の振替をいう。以下同じ。）又は勤務時間を割り振らない日の振替（同項第2号に規定する勤務時間を割り振らない日の振替をいう。以下同じ。）及び4時間の勤務時間の割振り変更（同項第3号に規定する4時間の勤務時間の割

は、変更により週休日となった日並びに変更された勤務日の正規の勤務時間及び休憩時間

28 各省各庁の長は、第26項

(4)の時間帯の開始を午前8時より後に設定し、又は当該時間帯の終了を午後8時より前に設定する場合には、当該時間帯及び当該開始の時刻又は当該終了の時刻とする理由について人事院に報告するものとする。当該時間帯によらないこととした場合においても、同様とする。

第5 週休日の振替等関係

- 1 一の週休日について、規則第6条第2項に規定する週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。

振り変更をいう。以下同じ。)
の双方を行うことができる場合
には、できる限り、週休日の振
替又は勤務時間を割り振らない
日の振替を行うものとする。

2 週休日の振替又は勤務時間を
割り振らない日の振替を行う場
合において、勤務することを命
ずる必要がある日に割り振る勤
務時間は、週休日又は勤務時間
を割り振らない日（勤務時間法
第8条第2項において読み替え
て準用する同条第1項の規定に
よる勤務時間を割り振らない日
をいう。第7項において同
じ。）に変更される勤務日の始
業の時刻から終業の時刻までの
時間帯に割り振るものとする。
ただし、これと異なる時間帯に
割り振ることが業務上特に必要
であると認められる場合には、
この限りでない。

3 (略)

4 勤務時間法第6条第1項又は
第7条の規定に基づき毎日曜日
を週休日と定められている職員

2 週休日の振替を行う場合にお
いて、勤務することを命ずる必
要がある日に割り振る勤務時間
は、週休日に変更される勤務日
の始業の時刻から終業の時刻ま
での時間帯に割り振るものとす
る。ただし、これと異なる時間
帯に割り振ることが業務上特に
必要であると認められる場合に
は、この限りでない。

3 (略)

4 勤務時間法第6条第1項又は
第7条の規定に基づき毎日曜日
を週休日と定められている職員

にあつては、休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替等（規則第6条第2項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。）は行わないものとする。

5 各省各庁の長は、勤務時間法第8条第1項の規定に基づき育児短時間勤務職員等（規則第12条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、当該育児短時間勤務職員等に対する超過勤務については、勤務時間法第13条第2項の規定が育児休業法第17条（育児休業法第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられ、他の職員よりも厳格な要件が定められていることに留意するものとする。

6 （略）

7 各省各庁の長は、週休日の振

にあつては、勤務時間法第14条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は行わないものとする。

5 各省各庁の長は、勤務時間法第8条の規定に基づき育児短時間勤務職員等に週休日の振替等を行う場合には、当該育児短時間勤務職員等に対する超過勤務については、勤務時間法第13条第2項の規定が育児休業法第17条（育児休業法第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられ、他の職員よりも厳格な要件が定められていることに留意するものとする。

6 （略）

7 週休日の振替又は4時間の勤

替等を行った場合には、規則第9条第2項の規定に基づき、次の事項を職員に対して通知するものとする。ただし、週休日の振替等により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について通知を省略することができる。

(1) 週休日の振替又は勤務時間を割り振らない日の振替を行った場合

ア・イ (略)

ウ 週休日又は勤務時間を割り振らない日に変更した日

(2) (略)

第6 休憩時間関係

1・2 (略)

3 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める基準に適合するように休憩時間を置くことができる。

務時間の割振り変更を行った場合における規則第9条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略することができる。

(1) 週休日の振替を行った場合

ア・イ (略)

ウ 週休日に変更した日

(2) (略)

第6 休憩時間関係

1・2 (略)

3 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、同条第1項若しくは第2項の規定により休憩時間を正午から午後1時までの時間帯に置くことにより当該時間帯における業務を処理

するために必要な要員の確保が
できない場合又は規則第4条の
5の2に規定する職員から、当
該時間帯以外の正規の勤務時間
の始業の時刻から終業の時刻ま
での時間帯にも休憩時間を置く
ことについて申出があり、かつ、
公務の運営に支障がないと
認められる場合には、規則第7
条第1項又は第2項の規定によ
る休憩時間を分割し、次の表の
上欄に掲げるこれらの規定によ
る休憩時間の区分に応じて、正
午から午後1時までの時間帯に
同表の中欄に掲げる休憩時間を
置き、かつ、当該時間帯以外の
正規の勤務時間の始業の時刻か
ら終業の時刻までの時間帯に同
表の下欄に掲げる休憩時間を置
くことができる。この場合にお
いて、当該時間帯に、連続する
正規の勤務時間が4時間30分
を超えないようにしなければな
らない。

<u>規則第7</u>	<u>60分</u>	<u>45</u>
<u>条第1項</u>		<u>分</u>

又は第2 項による 休憩時間			
正午から 午後1時 までの時 間帯に置 く休憩時 間	4 5 分	3 0 分	3 0 分
上記以外 の時間帯 に置く休 憩時間	1 5 分	3 0 分	1 5 分

(1) 標準休憩時間の時間帯において60分又は45分の休憩時間を置くことにより業務を処理するために必要な要員の確保ができない場合又は障害者である職員等から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合 規則第7条第1項又は第2項の規定による60分又は45分の休憩時間を15分単位で2回に分割し、そのうち45分

(新設)

又は30分の休憩時間を標準
休憩時間の時間帯に1回置
き、他の1回の休憩時間を当
該時間帯以外の時間帯に置く
こと。この場合において、連
続する正規の勤務時間が4時
間30分を超えないようにす
ること。

(2) 勤務時間法第6条第2項の
規定により割り振られた1日
の勤務時間（勤務時間法第8
条第1項の規定により当該勤
務時間を同項の勤務すること
を命ずる必要がある日に割り
振る場合におけるその割り振
られた勤務時間を含む。）が
7時間45分である場合にお
いて、規則第7条第1項第2
号に掲げる基準に適合するよ
うに休憩時間を置くだけでは
次に掲げる場合に該当するこ
ととなるとき（イ及びウに掲
げる場合に該当することとな
る場合にあつては、職員から
申出があり、かつ、公務の運
営に支障がないと認められる

(新設)

ときに限る。) それぞれ必要と認められる範囲内において同項又は同条第2項の規定による休憩時間を延長すること。この場合において、始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

ア 勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務等(当該休憩時間に当該在宅勤務等を行う場所と通常の勤務場所との間の移動が必要となるものに限る。)の適切な実施を確保できない場合

イ 育児介護等職員(規則第4条の3第1項第2号に規定する育児介護等職員をいう。以下同じ。)が同号イに規定する養育又は同号ロに規定する介護を行うために必要な時間を確保できない場合(当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務等を行う場合に限る。)

ウ 障害者である職員等の休

憩に必要と認められる時間
を確保できない場合

(3) 次に掲げる場合（職員から
申出があり、かつ、公務の運
営に支障がないと認められる
場合に限る。） 規則第7条
第1項又は第2項の規定によ
る休憩時間を、当該休憩時間
が60分とされている場合に
あつては45分又は30分、
45分とされている場合に
あつては30分に短縮するこ
と。

ア 育児介護等職員が規則第
4条の3第1項第2号イに
規定する養育又は同号ロに
規定する介護を行う場合

イ 交通機関を利用して通勤
した場合に、出勤について
職員の住居を出発した時刻
から始業の時刻までの時間
と退勤について終業の時刻
から職員の住居に到着する
までの時間を合計した時間
（交通機関を利用する時間
に限る。）が、始業の時刻

(新設)

を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められるとき（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を30分以上短縮できる場合を除く。）。

ウ 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

エ 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が障害者である職員等に必要と認められる場合

(4) 障害者である職員等から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合 規則第7条第1項若しくは第2項の規定又は(1)の規定により標準休憩時間の時間帯に置く休憩時間に加え、当該時間帯以外の時間帯に30分又は15分の休憩時間を置く

(新設)

こと。この場合において、勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

(削る)

4 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、勤務時間法第6条第2項の規定により割り振られた勤務時間が7時間45分である場合において、規則第7条第1項第2号の休憩時間を置くだけでは次に掲げる場合に該当することとなるときは、それぞれ次に定める範囲内において、当該休憩時間を延長することができる。この場合においては、始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(1) 当該勤務時間の一部の時間帯における在宅勤務（当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれた当該休憩時間に職員の住居と通常の勤務

場所との間の移動が必要となるものに限る。)の適切な実施を確保できない場合 当該移動に要する時間を超えない範囲内

(2) 小学校就学の始期に達するまでの子若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員又は勤務時間法第20条第1項に規定する要介護者（別紙第1及び別紙第1の2を除き、以下「要介護者」という。）を介護する職員について、当該養育又は当該介護を行うために必要な時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合であって、当該休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る。） 当該養育又は当該介護に要する時間を超えない範囲内

(削る)

(3) 規則第4条の5の2に規定する職員の休憩に必要と認められる時間を確保できない場合（当該休憩時間の延長について当該職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合に限る。） 休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内

5 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、同条第1項第2号の休憩時間を、当該休憩時間が60分とされている場合にあつては45分又は30分、45分とされている場合にあつては30分に短縮することができる。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある

職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合

(3) 要介護者を介護する職員が要介護者を介護する場合

(4) 交通機関を利用して通勤した場合に、出勤について職員の住居を出発した時刻から始業の時刻までの時間と退勤について終業の時刻から職員の住居に到着するまでの時間を合計した時間（交通機関を利用する時間に限る。）が、始業の時刻を遅らせ、又は終業の時刻を早めることにより30分以上短縮されると認められるとき（始業及び終業の時刻を変更することにより、当該合計した時間を30分以上短縮できる場合を除く。）。

(5) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(6) 始業の時刻から終業の時刻

(削る)

までの時間の短縮が規則第4条の5の2に規定する職員に必要と認められる場合

6 各省各庁の長は、規則第7条第3項の規定に基づき、規則第4条の5の2に規定する職員から申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められる場合には、第3項又は規則第7条第1項若しくは第2項の規定により正午から午後1時までの時間帯に置く休憩時間に加え、当該時間帯以外の正規の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に30分又は15分の休憩時間を置くことができる。この場合において、勤務時間法第6条第2項の規定により勤務時間を割り振られた職員の始業の時刻は午前5時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

4 各省各庁の長は、前項(1)から(4)までの申出について確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に照会するな

7 各省各庁の長は、第3項、第4項(2)若しくは(3)、第5項又は前項の申出について確認する必要があると認めるときは、当該

ど、その事由や必要な休憩時間
について確認するものとする。

5 規則第7条第4項後段の規定
による休憩時間は、同条第1項
から第3項までに定める基準に
適合するように、同条第4項に
規定する休憩時間の申告をした
職員の業務内容、勤務する部局
又は機関の他の職員の勤務時間
帯、標準休憩時間等を考慮して
公務の運営に必要と認められる
範囲内で、当該申告と異なる始
まる時刻又は終わる時刻を設定
することにより置くものとす
る。この場合においては、でき
る限り、職員の希望を考慮する
ものとする。

(削る)

申出をした職員に照会するなど
その内容について確認するもの
とする。

8 規則第7条第4項後段の規定
による休憩時間は、申告をした
職員の業務内容、勤務する部局
又は機関の他の職員の勤務時間
帯、標準休憩時間等を考慮して
公務の運営に必要と認められる
範囲内で、申告とは異なった始
まる時刻又は終わる時刻を設定
することにより置くものとし、
当該始まる時刻又は終わる時刻
の設定に当たっては、できる限
り、職員の希望を考慮するもの
とする。

9 休憩時間申告簿は、各省各庁
の長が作成し、次に掲げる記載
事項の欄を設けるものとする。

(1) 職員の氏名

(2) 申告の対象とする期間

(3) 休憩時間の始まる時刻及び
終わる時刻又はこれに代わる
休憩時間の形態

第 1 0 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係

1 ~ 2 1 (略)

2 2 超勤代休時間指定簿の様式は別紙第 1 のとおりとする。ただし、別紙第 1 の様式に記載することとされている事項が全て含まれている場合には、各省各庁の長は、別に様式を定めることができる。

2 3 (略)

第 1 3 病気休暇関係

1 (略)

2 規則第 2 1 条第 1 項の「人事院が定める日」は、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らない日（規則第 6 条第 2 項各号列記以外の部分に規定する勤務時間を割り振らない日をいう。第 5 項及び第 1 5 の第 6 項において同じ。）、休日、代休

(4) 本人の確認

(5) 申告年月日

第 1 0 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係

1 ~ 2 1 (略)

2 2 超勤代休時間指定簿の様式は別紙第 1 の 3 のとおりとする。ただし、別紙第 1 の 3 の様式に記載することとされている事項が全て含まれている場合には、各省各庁の長は、別に様式を定めることができる。

2 3 (略)

第 1 3 病気休暇関係

1 (略)

2 規則第 2 1 条第 1 項の「人事院が定める日」は、同項各号に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日とする。

日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日とする。

3・4 (略)

5 規則第21条第2項の「人事院が定める場合」は、連続する8日以上期間における週休日、勤務時間を割り振らない日、勤務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日以外の日（以下この項及び第17の第3項において「要勤務日」という。）の日数が3日以下である場合とし、規則第21条第2項の「人事院が定める期間」は、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間とし、同項の「人事院が定める時間」は、次に掲げる時間とする。

(1)～(6) (略)

6～8 (略)

第14 特別休暇関係

1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ

3・4 (略)

5 規則第21条第2項の「人事院が定める場合」は、連続する8日以上期間における週休日、勤務時間法第13条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日以外の日（以下この項及び第17の第3項において「要勤務日」という。）の日数が3日以下である場合とし、規則第21条第2項の「人事院が定める期間」は、当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間とし、同項の「人事院が定める時間」は、次に掲げる時間とする。

(1)～(6) (略)

6～8 (略)

第14 特別休暇関係

1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ

れ次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 第4号口の「人事院が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

ア・イ (略)

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する施設

エ～ケ (略)

(5)～(17) (略)

2・3 (略)

第15 介護休暇関係

1・2 (略)

3 規則第23条第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。

4 規則第23条第1項第2号の「人事院が定めるもの」は、次

れ次に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 第4号口の「人事院が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。

ア・イ (略)

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設

エ～ケ (略)

(5)～(17) (略)

2・3 (略)

第15 介護休暇関係

1・2 (略)

(新設)

(新設)

に掲げる者とする。

(1) 父母の配偶者

(2) 配偶者の父母の配偶者

(3) 子の配偶者

(4) 配偶者の子

5 規則第23条第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出は、できる限り、指定期間の末日から起算して1週間前の日までに行うものとし、同項の規定による指定期間の短縮の指定の申出は、できる限り、当該申出に係る末日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

6 各省各庁の長は、規則第23条第7項の規定により指定期間を指定する場合において、規則第26条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間又は延長申出の期間から除く日に週休日又は勤務時間を割り振らない日が引き続くときは、当該週休日又は勤務時間を割り振らない日を除いた期間の指定期間

3 規則第23条第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出は、できる限り、指定期間の末日から起算して1週間前の日までに行うものとし、同項の規定による指定期間の短縮の指定の申出は、できる限り、当該申出に係る末日から起算して1週間前の日までに行うものとする。

4 各省各庁の長は、規則第23条第6項の規定により指定期間を指定する場合において、規則第26条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間又は延長申出の期間から除く日に週休日が引き続くときは、当該週休日を除いた期間の指定期間を指定するものとする。

を指定するものとする。

7 規則第28条第2項の「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の「人事院が定める期間」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、2週間経過日が規則第23条第7項の規定により指定期間として指定する期間から除かれた日である場合 初日請求日から2週間経過日前の直近の指定期間として指定された日までの期間

8 (略)

第16 介護時間関係

1～3 (略)

4 第15の第8項の規定は、介護時間の請求について準用する。

第18 休暇簿関係

1 (略)

5 規則第28条第2項の「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の「人事院が定める期間」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であって、2週間経過日が規則第23条第6項の規定により指定期間として指定する期間から除かれた日である場合 初日請求日から2週間経過日前の直近の指定期間として指定された日までの期間

6 (略)

第16 介護時間関係

1～3 (略)

4 第15の第6項の規定は、介護時間の請求について準用する。

第18 休暇簿関係

1 (略)

2 介護休暇の休暇簿については、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 介護休暇の休暇簿の記入要領については、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 各省各庁の長は、指定期間を指定する場合（カの場合を除く。）は、当該指定期間の指定について確認するとともに、規則第23条第7項の規定により指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び当該指定期間から除いた期間を「備考」欄に記入し、「期間」欄に同条第8項の規定により通算した指定期間を記入するものとする。

オ 「延長・短縮後の末日」欄には、職員が規則第23条第5項の規定により改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を記入する。

2 介護休暇の休暇簿については、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 介護休暇の休暇簿の記入要領については、次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 各省各庁の長は、指定期間を指定する場合（カの場合を除く。）は、当該指定期間の指定について確認するとともに、規則第23条第6項の規定により指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び当該指定期間から除いた期間を「備考」欄に記入し、「期間」欄に同条第7項の規定により通算した指定期間を記入するものとする。

オ 「延長・短縮後の末日」欄には、職員が規則第23条第4項の規定により改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を記入する。

カ 各省各庁の長は、指定期間の延長又は短縮の指定をする場合は、当該指定期間の延長又は短縮の指定について確認するとともに、規則第23条第7項の規定により指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び当該指定期間から除いた期間を「備考」欄に記入し、「延長・短縮後の期間」欄に同条第8項の規定により通算した指定期間を記入するものとする。

キ～サ (略)

3・4 (略)

カ 各省各庁の長は、指定期間の延長又は短縮の指定をする場合は、当該指定期間の延長又は短縮の指定について確認するとともに、規則第23条第6項の規定により指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び当該指定期間から除いた期間を「備考」欄に記入し、「延長・短縮後の期間」欄に同条第7項の規定により通算した指定期間を記入するものとする。

キ～サ (略)

3・4 (略)

(別紙を削る)

別紙第 1

状況届	
(年 月 日提出)	
所 属 氏 名	
次のとおり勤務時間法第6条第4項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る <input type="checkbox"/> 子の養育の状況 <input type="checkbox"/> 要介護者の介護の状況 <input type="checkbox"/> 職員の状況	
を申し出ます。	
1 申出に係る子の養育の状況	
(1) 氏名	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
(職員との同居又は別居の別 統柄等:	
(2) 子の生年月日	年 月 日生(□出産予定日)
(3) 養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 申出に係る要介護者の介護の状況	
(1) 氏名	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
(職員との同居又は別居の別 統柄等:	
(2) 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
3 職員の状況	
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等 (障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第37条第2項に規定 する対象障害者)	
<input type="checkbox"/> 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則10-4(職員の保健 及び安全保持)第9条第1項に規定する健康管理医が認めるもの	
注1 子を養育するために申し出の場合、申出に係る子の氏名、申出者との統柄等(申出に 係る子が勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者である場 合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出 生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明 書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証 明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付する(写しで も可)。なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合には、「1(2)子の生年 月日」に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の□にレ印を記入する。	
2 「2(2)要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況につい て申し出の場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の 内容が明らかになるように、具体的に記入する。	
3 「3 職員の状況」は、規則第4条の5の2に規定する職員が状況を申し出の場合に 、該当する□にレ印を記入する。	

(別紙を削る)

別紙第 1 の 2

状況変更届	
(年 月 日提出)	
所 属 氏 名	
次のとおり勤務時間法第 6 条第 4 項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る <input type="checkbox"/> 子の養育の状況 <input type="checkbox"/> 要介護者の介護の状況 <input type="checkbox"/> 職員の状況	
) について変更が生じたので届け出ます。	
1 届出の事由	
2 届出の事実が発生した日	
	年 月 日
注 「1 届出の事由」には、勤務時間法第 6 条第 4 項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りに係る状況の変更についてその内容が明らかになるように、具体的に記入する。	

別紙第 1 (略)	別紙第 1 の 3 (略)
--------------	------------------

1 6 「人事院規則 1 5—1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職—3 2 9）」の一部を次の表により改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 各省各庁の<u>長は、この条の第 1 項の規定により非常勤職員の勤務時間を定めるに当たっては、常勤職員の勤務時間に関する基準を考慮するものとする。</u></p> <p>4 <u>この条の第 2 項の「人事院の定めるもの」は、人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 4 条第 1 3 号に規定する期間業務職員のうち、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 3 3 号。以下「勤務時間法」という。）第 7 条第 1 項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められているものとする。</u></p>	<p>第 2 条関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 各省各庁の<u>長は、非常勤職員の勤務時間を定めるに当たっては、常勤職員の勤務時間に関する基準を考慮するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

る。

5 この条の第2項の規定により同項に規定する期間業務職員の勤務時間を定める場合の基準及び手続については、勤務時間法第6条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りの基準及び手続の例に準じて取り扱うものとする。

6 この条の第2項の「人事院の定める期間」は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第4条の3第1項に定める期間の例に準じて取り扱うものとする。

第3条関係

1～5 （略）

6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間（第2条関係第4項に規定する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤職員にあっては、1時間又は15分）を単位とすることができる。

（新設）

（新設）

第3条関係

1～5 （略）

6 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間（人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第7条第1項第3号に規定する職員の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められている非

7 (略)

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)~(6) (略)

(7) この条の第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が定められていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。

(8) この条の第1項第9号の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療

常勤職員にあつては、1時間又は15分)を単位とすることができる。

7 (略)

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)~(6) (略)

(7) この条の第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が割り振られていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。

(8) この条の第1項第9号の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療

機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（同号に規定する人事院が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があると

機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（同号に規定する人事院が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があると

きは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9)・(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子（人事院規則15—14第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。(12)及び(13)において同じ。）の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日

きは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9)・(10) (略)

(11) この条の第1項第12号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。(12)及び(13)において同じ。）の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日ま

1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- (12) この条の第1項第13号の「当該出産に係る子（規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第4条の3第1項第2号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む

でとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- (12) この条の第1項第13号の「当該出産に係る子（勤務時間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第3号イ及びハを除き、以下同じ。）又

む。次項第3号イ及びハを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する」とは、非常勤職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)と同居してこれらを監護することをいい、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があると

は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する」とは、非常勤職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)と同居してこれらを監護することをいい、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができ

きは、当該残日数の全てを使用することができる。

- (13) この条の第2項第2号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この(13)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤

る。

- (13) この条の第2項第2号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この(13)において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤

職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- (14) この条の第2項第3号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子と

職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- (14) この条の第2項第3号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子と

し、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に定められた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ（略）

- (15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第3項から第7項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻

し、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ（略）

- (15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻

<p>から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

17 「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第1 用語の定義</p> <p>この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 <u>週休日 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第6条第1項に規定する週休日又はこれに相当する日をいう。</u></p> <p>九 <u>勤務時間を割り振らない日</u></p>	<p>第1 用語の定義</p> <p>この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

勤務時間法第6条第3項及び勤務時間法第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日又はこれに相当する日をいう。

十 休日 勤務時間法第14条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに代休日（勤務時間法第15条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）又はこれらに相当する日をいう。

(削る)

十一・十二 (略)

第2 公務上の災害の認定関係

1 公務上の負傷の認定

次に掲げる負傷は、原則として、公務上のものとする。ただし、(1)に該当する負傷であっても、故意又は本人の素因による

八 休日 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）第14条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに代休日（勤務時間法第15条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）又はこれらに相当する日をいう。

九 週休日 勤務時間法第6条第1項に規定する週休日又はこれに相当する日をいう。

十・十一 (略)

第2 公務上の災害の認定関係

1 公務上の負傷の認定

次に掲げる負傷は、原則として、公務上のものとする。ただし、(1)に該当する負傷であっても、故意又は本人の素因による

もの、天災地変によるもの（天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。）及び偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）と明らかに認められるものについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合に発生した負傷

ア～カ （略）

キ 次に掲げる出勤又は退勤

（住居（イ）の場合にあつては、職員の居場所を含む。）又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。）の途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）

（ア）～（エ） （略）

（オ） 週休日又は勤務時間を

もの、天災地変によるもの（天災地変による事故発生危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。）及び偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）と明らかに認められるものについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合に発生した負傷

ア～カ （略）

キ 次に掲げる出勤又は退勤

（住居（イ）の場合にあつては、職員の居場所を含む。）又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。）の途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）

（ア）～（エ） （略）

（オ） 週休日に特に勤務する

割り振らない日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

(カ) 休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日（代休日又はこれに相当する日を除く。）に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上

(キ) 週休日又は勤務時間を割り振らない日とされていた日に勤務時間法第8条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく勤務時間の割り振り又はこれに相当する勤務時間の変更が行われたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、週休日とされていた日前1週間以内に同条第1項の規

ことを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

(カ) 休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日（代休日を除く。）に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上

(キ) 週休日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上

定に基づく勤務時間の割
振り又はこれに相当する
勤務時間の変更が行われ
た場合に限る。） の出勤
又は退勤の途上

(ク)・(ケ) (略)

ク (略)

(2)～(6) (略)

2～4 (略)

第5 平均給与額関係

1～4 (略)

5 補償法第4条第3項による控
除日数のうちには、週休日、勤
務時間を割り振らない日、休日
及び勤務時間法第13条の2第
1項の規定により割り振られた
勤務時間の全部について同項に
規定する超勤代休時間を指定さ
れた日又はこれに相当する日
が含まれる。

6・7 (略)

8 規則16—0第12条の「給
与の総額」とは、次に掲げる額
の合算額をいう。

(1) 規則16—0第12条に規
定する平均給与額の算定期間

(ク)・(ケ) (略)

ク (略)

(2)～(6) (略)

2～4 (略)

第5 平均給与額関係

1～4 (略)

5 補償法第4条第3項による控
除日数のうちには、週休日、休
日及び勤務時間法第13条の2
第1項の規定により割り振られ
た勤務時間の全部について同項
に規定する超勤代休時間を指定
された日又はこれに相当する日
が含まれる。

6・7 (略)

8 規則16—0第12条の「給
与の総額」とは、次に掲げる額
の合算額をいう。

(1) 規則16—0第12条に規
定する平均給与額の算定期間

(2)及び(3)において「平均給与額の算定期間」という。)に係る俸給、扶養手当等月ぎめの給与の月額(休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている場合にあつては、その割合による額)をその期間の属する月の総日数から週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数で除して得た額にその期間の総日数から週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を乗じて得た額(その期間内の欠勤等を理由として給与が減額された場合にあつては、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額)

(2) 平均給与額の算定期間の属する月が、規則16—0第8条の2に規定する合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通

(2)及び(3)において「平均給与額の算定期間」という。)に係る俸給、扶養手当等月ぎめの給与の月額(休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている場合にあつては、その割合による額)をその期間の属する月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数で除して得た額にその期間の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を乗じて得た額(その期間内の欠勤等を理由として給与が減額された場合にあつては、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額)

(2) 平均給与額の算定期間の属する月が、規則16—0第8条の2に規定する合計額に相当する額がある月であるときは、当該属する月における通

<p>勤についての当該相当する額を当該属する月の総日数から<u>週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u>を差し引いた日数で除して得た額に平均給与額の算定期間の総日数から<u>週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u>を差し引いた日数を乗じて得た額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第9 休業補償関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 休業期間中に<u>週休日又は勤務時間を割り振らない日</u>があった場合は、<u>それらの日</u>についても休業補償を支給する。</p> <p>7 (略)</p>	<p>勤についての当該相当する額を当該属する月の総日数から<u>週休日の日数</u>を差し引いた日数で除して得た額に平均給与額の算定期間の総日数から<u>週休日の日数</u>を差し引いた日数を乗じて得た額</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第9 休業補償関係</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 休業期間中に<u>週休日</u>があった場合は、<u>その日</u>についても休業補償を支給する。</p> <p>7 (略)</p>
---	---

以 上